

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)の翌日)のときは、その翌日

◇告 示

昭和四十三年二月定例県議会で議決された昭和四十二年
度鳥取県一般会計補正予算等
昭和四十三年二月定例県議会で議決された昭和四十三年
度鳥取県一般会計予算等
昭和四十三年二月定例県議会で議決された昭和四十三年
度鳥取県一般会計補正予算

告 示

鳥取県告示第三百二十六号

昭和四十三年二月定例県議会で三月二十五日議決された昭和四十二年
度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十二年度鳥取県収入証紙特別会計補正予
算、昭和四十二年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、
昭和四十二年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計補正予算、昭和四十
二年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十二年度鳥取県有料道
路三朝高原道路事業特別会計補正予算、昭和四十二年度鳥取県電気事業会
計補正予算、昭和四十二年度鳥取県埋立事業会計補正予算及び昭和四十二
年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十三年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年度鳥取県一般会計補正予算

昭和四十二年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,161千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,129,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3	地方交付税	9,696,504	57,352	9,753,856
1	地方交付税	9,696,504	57,352	9,753,856

4	分担金及び負担金	424,486	6,955	471,451	
		1 分 担 金	131,040	1,887	132,927
		2 負 担 金	333,446	5,078	338,524
5	使用料及び手数料	554,049	1,958	556,007	
		2 手 数 料	176,755	1,958	178,713
6	国庫支出金	9,388,973	13,198	9,402,171	
		1 国庫負担金	3,780,098	1,708	3,781,806
		2 国庫補助金	5,532,023	10,406	5,542,429
		3 委 託 金	76,852	1,084	77,936
7	財 産 収 入	408,673	2,489	411,162	
		1 財産運用収入	27,955	2,406	30,361
		2 財産売却収入	380,718	83	380,801
8	寄 附 金	156,228	4,265	160,493	
		1 寄 附 金	156,228	4,265	160,493
11	諸 収 入	2,176,443	934	2,177,377	
		5 受託事業収入	209,879	744	210,623
		7 雑 入	89,040	190	89,230
歳 入 合 計		28,042,626	87,161	28,129,787	
歳 出					
2	総 務 費	補正前の額	補正額	計	
		1,517,929	5,994	1,523,923	
1 総務管理費		1,026,150	5,580	1,031,730	
3	民 生 費	11,463	397	11,860	
		6 防 災 費	50,470	17	50,487
		7 統計調査費	1,463,262	749	1,464,011
		1 社会福祉費	333,190	376	333,566
		2 児童福祉費	451,921	373	452,294
		4 衛 生 費	1,067,662	15,269	1,082,931
		1 公衆衛生費	519,134	1,076	520,210
5	勞 働 費	260,919	614	261,533	
		3 保 健 所 費	257,684	13,579	271,263
		4 医 薬 費	258,665	962	259,627
		3 失業対策費	89,766	962	90,728
6	農 林 水 産 業 費	4,264,214	34,849	4,299,063	
		1 農 業 費	1,550,022	8,328	1,558,350
		3 農 地 費	1,064,125	23,064	1,087,189
		4 林 業 費	990,572	1,929	992,501
		5 水 産 業 費	298,836	1,528	300,364
7	商 工 費	1,762,343	244	1,762,587	
		1 商 業 費	602,739	1,000	603,739
		2 工 鉱 業 費	1,087,665	2,520	1,090,185
8	土 木 費	71,939	△ 3,276	68,663	
		3 観 光 費	6,209,277	20,978	6,230,255
2	道 路 橋 り よ う 費	125,862	120	125,982	
		1 土 木 管 理 費	3,670,296	4,320	3,674,616

9 警 察 費	1 警察管理費	1,255,853	3,010	1,258,843
	6 住 宅 費	267,807	92	267,899
	5 都市計画費	325,654	550	326,184
	4 港 湾 費	283,979	15,629	299,608
	3 河川海岸費	1,535,699	267	1,535,966
	10 教 育 費	8,026,482	4,252	8,030,734
11 災 害 復 旧 費	1 教育総務費	552,551	1,200	553,751
	2 小 学 校 費	2,989,729	628	2,970,357
	3 中 学 校 費	1,701,785	392	1,702,177
	4 高 等 学 校 費	2,469,891	1,547	2,471,438
	5 特 殊 学 校 費	172,495	126	172,621
	6 社 会 教 育 費	110,546	300	110,846
	7 保 健 体 育 費	49,485	59	49,544
12 農 林 水 産 業 費	1 農林水産施設災 害復旧費	227,239	△ 6,292	220,947
	2 土木施設災害復 旧費	441,648	7,146	448,794
合 計	28,042,626	87,161	28,129,787	

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	2 児童福祉費	倉吉児童相談所改築費	3,471
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	山村振興特別対策費 農業構造改善事業費	2,625 25,519

8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路補修事業費 道路改良事業費 橋りょう架換事業費	3,850 64,467 7,600
	3 河川海岸費	河川改良事業費 防 事 業 費 地すべり対策事業費	24,000 37,671 4,394
	5 都市計画費	街 路 事 業 費	23,450
	9 警 察 費	1 警察管理費	20,000
	計	警察学校土地購入費	267,890
3 農 地 費	畑地かんがい事業費 開拓パイロット事業費	9,311 10,820	
4 林 業 費	林業構造改善事業費 造林開闢事業費 林道改良事業費 林道一般治山事業費	2,415 1,420 6,973 427	
5 水 産 業 費	漁港修築事業費 漁港局部改良事業費	9,700 2,000	

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度	額
昭和40年発生災害 復旧新地事業	昭和42年度から 昭和43年度まで		9,000

1 追 加

2 変 更

補正前	補正後	
	事項	限度額
移住者営農資金 昭和42年度から昭和51年度まで	移住者営農資金 昭和42年度から昭和51年度まで	融資総額1,500千円を限度とし、各年度の融資残高の2/100に相当する金額
融資総額1,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2/100に相当する金額		

昭和42年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

昭和42年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,391千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ217,825千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計	
			千円	千円	千円	
1	証紙収入		187,065	26,391	213,456	
		1	証紙収入	187,065	26,391	213,456
		合 計	191,454	26,391	217,825	
歳出	款	項	補正前の額	補正額	計	
			千円	千円	千円	
		1	一般会計繰出金	181,453	25,599	207,052

歳入	1	一般会計繰出金	181,453	25,599	207,052
		収入証紙売りさばき費	5,612	792	6,404
		収入証紙売りさばき費	5,612	792	6,404
歳出	合 計	191,454	26,391	217,825	

昭和42年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和42年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計	
			千円	千円	千円	
4	諸収入		334,655	263,565	71,040	
		2	中小企業振興事業団貸付金	263,565	263,565	0
		合 計	598,220	527,130	71,040	
5	県債		0	263,565	263,565	
		1	県債	0	263,565	263,565
		合 計	564,722	0	564,722	

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の利率 %
中小企業高度化資金貸付金	0	%	263,565	5.5以内 中小企業団体の 規定による。
計	0	/	263,565	中小企業団体の 規定による。 中小企業高度化 資金貸付金の 利率は、昭和三 十九年度鳥取県 の条例に定める 利率に決定する。

昭和42年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計補正予算

昭和42年度鳥取県の県立大山観光会館事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,482千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,919千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		28,862	5,732	34,594
	1 使用料	28,862	5,732	34,594
2 繰入金		13,402	3,377	10,025

歳入	歳入	1 一般会計繰入金		計
		千円	千円	
3 諸収入	1 雑収入	1,173	1,127	2,300
	合計	43,437	3,482	46,919

歳出	歳出	1 一般会計繰入金		計
		千円	千円	
1 大山観光会館事業費	1 大山観光会館事業費	43,437	3,482	46,919
	合計	43,437	3,482	46,919

昭和42年度鳥取県営宮林事業特別会計補正予算

昭和42年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,509千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 財産収入	1 財産売却収入	61,290	849	60,441

3 繰入金		23,321	1,181	24,502
	1 一般会計繰入金	23,321	1,181	24,502
歳入	合計	103,177	332	103,509

歳出	款	項	補正前の額		補正額		計	
			千円	円	千円	円		
1 県営林事業費		1 職員費	103,177	332	332	0	103,509	
			2 造林事業費	26,100	0	0	0	26,100
				合計	103,177	332	332	0

昭和三十九年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算
 昭和三十九年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の補正予算は、
 次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)
 第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正
 歳入

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
1 事業収入	1 事業収入	7,813	△ 4,265	4,265	0	3,548
		7,813	△ 4,265	4,265	0	3,548
2 繰入金	1 一般会計繰入金	6,786	4,265	4,265	0	11,051
		6,786	4,265	4,265	0	11,051

歳入	合計	14,600	0	14,600
----	----	--------	---	--------

昭和三十九年度鳥取県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和三十九年度鳥取県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところ
 による。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和三十九年度鳥取県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第
 2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分) (既決予定量) (補正予定量) (計)

年間販売電力量 95,570,000KWH 1,267,000KWH 96,837,000KWH
 (収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補
 正する。

科 目	収 入		支 出	
	(既決予定額)	(補正予定額)	(既決予定額)	(補正予定額)
第1款 電気事業収益	325,399千円	4,713千円	330,112千円	0
第1項 営業収益	319,389千円	4,713千円	324,102千円	0
第1款 電気事業費	297,081千円	6,340千円	303,421千円	0
第1項 営業費用	165,050千円	2,019千円	167,069千円	0
第2項 営業外費用	131,831千円	4,321千円	136,152千円	0

昭和三十九年度鳥取県埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和42年度鳥取県埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 昭和42年度鳥取県埋立事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	541,799千円	△89,317千円	452,482千円
第1項 企業債	308,000千円	△52,000千円	256,000千円
第3項 建設収入	10千円	108千円	118千円
第4項 土地売却代金	112,867千円	△37,425千円	75,442千円
第1款 資本的支出	428,932千円	23,550千円	452,482千円
第2項 企業債償還金	119,105千円	23,550千円	142,655千円

第3条 予算第5条中「308,000千円」を「256,000千円」に改める。

(一時借入金)の補正)

第4条 予算第6条中「308,000千円」を「256,000千円」に改める。

(重要な資産の処分)

第5条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種 類	公有水面埋立による造成土地
2 名 称	境港外港地区埋立造成地
3 数 量	412,500平方メートル

4 処分の態様 請負工事代金の支払手段として使用する。

昭和42年度鳥取県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和42年度鳥取県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和42年度鳥取県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	582,560千円	17,188千円	599,748千円
第1項 医療収益	502,318千円	17,188千円	519,506千円
第1款 病院事業費用	584,692千円	24,250千円	608,942千円
第1項 医療費用	557,606千円	24,250千円	581,856千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,590千円は当年度分損益勘定留保資金23,590千円で補てんするものとする。)に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	168,045千円	13,387千円	181,432千円

第1項 出資金	24,625千円	13,387千円	38,012千円
支		出	

第1款 資本的支出	204,235千円	789千円	205,022千円
-----------	-----------	-------	-----------

第3項 他会計からの借入金償還金	140,958千円	789千円	141,747千円
------------------	-----------	-------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第4条 予算第8条中「171,535千円」を「195,785千円」に改める。

鳥取県告示第三四二七号

昭和四十三年二月定例県議会が三月二十五日議決された昭和四十三年度鳥取県一般会計予算、昭和四十三年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県平土かの和泉荘事業特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和四十三年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、昭和四十三年度鳥取県管電気事業会計予算、昭和四十三年度鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和四十三年度鳥取県管埋立事業会計予算及び昭和四十三年度鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和四十三年	度	鳥取県	一般会計	予算
--------	---	-----	------	----

昭和43年度鳥取県一般会計予算

昭和43年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,445,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第250条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第255条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)

く。)に採る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 県	1 県民税	4,122,127
	2 事業税	779,804
	3 不動産取得税	1,069,658
	4 県たばこ消費税	163,468
	5 娯楽施設利用税	297,674
	6 料理飲食等消費税	59,599
	7 自動車税	576,629
	8 鉱区免許税	424,384
	9 狩猟免許税	3,505
	10 固定資産税	2,885
	11 自動車取得税	25,834
	12 軽油引取税	178,125
	13 入猟税	557,976
2 地方譲与税	1 地方道路譲与税	839,181
	2 石油ガス譲与税	785,311
3 地方交付税	1 繰上金	53,870
	2 繰下金	10,694,000

4 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	26,622
	2 交通安全対策特別交付金	26,622
5 分担金及び負担金	1 分担金	528,461
	2 負担金	161,503
6 使用料及び手数料	1 使用料	366,988
	2 手数料	562,929
7 国庫支出金	1 国庫補助金	379,914
	2 委託金	183,015
8 財産収入	1 国庫負担金	9,925,219
	2 国庫補助金	3,844,377
	3 委託金	5,956,243
9 寄附金	1 財産運用収入	124,599
	2 財産売却収入	210,187
10 繰入金	1 財産運用収入	27,329
	2 財産売却収入	182,858
11 繰越金	1 寄附金	95,193
	2 特別会計繰入金	93,193
1 地方交付税	1 繰上金	89,738
	2 繰下金	84,852
2 特別会計繰入金	1 繰上金	4,886
	2 繰下金	80,000
3 繰越金	1 繰上金	80,000
	2 繰下金	80,000

12 諸 収 入	1 延滞金、加算金及び過料	17,120
	2 県 預 金 利 子	50,272
	3 公営企業貸付金元利収入	154,750
	4 貸付金元利収入	2,013,745
	5 受託事業業収入	188,822
	6 収益事業業収入	7,500
	7 雑 入	72,334
13 県 債	1 県 債	789,000
歳 入 合 計		30,445,000

1 議 会 費	1 議 会 費	135,007
	2 総 務 費	1,544,450
	1 總 務 管 理 費	980,014
	2 企 業 費	112,330
	3 徴 税 費	262,076
	4 市 町 村 振 興 費	29,548
2 選 挙 費	5 選 挙 費	50,369
	6 防 災 費	11,235

3 民 生 費	7 統 計 調 査 費	58,593
	8 人 事 委 員 会 費	20,468
	9 監 査 委 員 会 費	19,959
	1 社 会 福 祉 費	1,605,265
4 衛 生 費	2 児 童 福 祉 費	409,798
	3 生 活 保 護 費	482,354
	3 生 活 保 護 費	711,881
	4 災 害 救 助 費	1,232
5 勞 働 費	1 公 衆 衛 生 費	1,288,275
	2 環 境 衛 生 費	627,973
	3 保 健 所 費	30,879
	4 医 薬 費	344,584
6 農 林 水 産 業 費	4 医 薬 費	284,839
	1 勞 働 費	252,141
	2 職 業 訓 練 費	49,864
	3 失 業 対 策 費	78,286
7 統 計 調 査 費	4 勞 働 委 員 会 費	102,537
	1 農 業 費	21,454
	2 畜 産 業 費	4,844,788
	3 農 地 費	1,726,448
4 林 業 費	3 農 地 費	396,373
	4 林 業 費	1,225,276
4 林 業 費	4 林 業 費	1,106,466

7 商 工 費	5 水 産 業 費	390,225
	1 商 業 費	2,181,524
	2 工 敏 業 費	853,280
8 土 木 費	3 観 光 費	1,229,984
	1 土 木 管 理 費	98,260
	2 道 路 橋 り よ う 費	6,514,334
	3 河 川 海 岸 費	132,420
	4 港 灣 費	3,631,778
	5 都 市 計 画 費	1,577,964
9 警 察 費	6 住 宅 費	357,497
	1 警 察 管 理 費	501,283
	2 警 察 活 動 費	313,392
	1 教 育 総 務 費	1,404,289
	2 小 学 校 費	1,309,974
	3 中 学 校 費	94,315
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	8,445,543
	5 特 殊 学 校 費	609,922
	6 社 会 教 育 費	3,122,199
	7 保 健 体 育 費	1,777,969
	4 高 等 学 校 費	2,500,296
	5 特 殊 学 校 費	209,741
	6 社 会 教 育 費	118,621
7 保 健 体 育 費	106,885	

11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	371,005
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	120,967
12 公 債 費	1 公 債 費	250,038
	1 公 債 費	1,458,730
13 諸 支 出 金	1 公 營 企 業 貸 付 金	369,649
	2 娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	232,655
	3 自 動 車 取 得 税 交 付 金	5,541
	4 他 会 計 繰 出 金	118,453
	4 予 備 費	15,000
14 予 備 費	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		30,445,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
地方職員住宅及び土地買付金	昭和43年度から昭和69年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額57,276千円並びに同物件にかかる公租公課、火災保険料及び建設期間にかかる総額利息に相当する金額の合計額	1,476
看護学生等修学資金貸付金	昭和43年度から昭和45年度まで		576
保母修学資金貸付金	昭和44年度から昭和45年度まで		
農業近代化資金利子補給	昭和45年度から昭和65年度まで	融資総額1,400,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額	

農業者近代化推進資金 利子補給	昭和43年度から 昭和48年度まで	融資総額274,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額
農村青年経営安定資金 利子補給	昭和43年度から 昭和50年度まで	昭和43年度に貸し付けた農業改良資金開始(農業)58,000千円のうち、昭和45年度から昭和46年度まで取寄せた同組合連合会が、同組合内で貸付けを行なった各年度の融資残高の4/100に相当する金額
農村若夫婦個室改善 資金	昭和43年度から 昭和51年度まで	融資総額9,000千円を限度とし、各年度の融資残高の5.1/100に相当する金額
財団法人鳥取県造林 公社借入金損失補償	昭和43年度から 昭和49年度まで	融資元本47,620千円について、損失補償が月契約に定めた日において、損失補償を厚利合計額(損失)に相当する金額
移住者宮農資金利子 補給	昭和43年度から 昭和52年度まで	融資総額1,500千円を限度とし、各年度の融資残高の2/100に相当する金額
水産振興資金利子補 給	昭和43年度から 昭和49年度まで	融資総額60,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額
果樹災害対策利子補 給補助	昭和43年度から 昭和44年度まで	昭和43年度における果樹災害について、鳥取県管内で行なう利子補給額の1/5に相当する金額
警察職員住宅及び土 地賃貸借料	昭和43年度から 昭和67年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額117,642千円及び保険料に相当する金額の合計額
公立学校共済組合教 職員住宅及び土地賃 借料	昭和43年度から 昭和68年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額56,225千円及び引当金に相当する金額の合計額
育英奨学生貸付金	昭和43年度から 昭和50年度まで	22,392
県立米子南高等学校 整備費	昭和43年度から 昭和44年度まで	80,213

県立岩美高等学校整 備費	昭和43年度から 昭和44年度まで	29,755
西部農業高等学校整 備費	昭和45年度から 昭和50年度まで	68,555

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
衛生研究所 改築費	28,000 千円	証券入れ又は証券 借入れの方法によ り、他の事業に又 は、全部に繰りこ することとする。	102以内	1年ずつ、24年 間で償還する。償 還は、償還期間中 に、年々償還する こととする。
米子保健所 改築費	35,000	同上	同上	同上
治山 費	30,000	同上	同上	同上
道路新設改良費	14,000	同上	同上	同上
砂防 費	67,000	同上	同上	同上
港湾ふ頭用地造成費	64,000	同上	同上	同上
住宅建設費	60,000	同上	同上	同上
警察施設費	35,000	同上	同上	同上
高等学校施設整備 備費	50,000	同上	同上	同上
体育施設整備費	18,000	同上	同上	同上
治山施設災害復旧費	1,000	同上	同上	同上
漁港施設災害復旧費	5,000	同上	同上	同上

建設災害復旧費	55,000	同	同上	同上	同上
港湾災害復旧費	8,000	同	同上	同上	同上
直轄河川海岸事業費	19,000	同	同上	同上	同上
退職手当償	300,000	同	同上	同上	同上
高等学校土地購入費	30,000	記名式利付交付公債(証券)発行の仕方による。	7.4以内	交付公債(証券)の発行年度から支払うものとする。	
計	819,000				

昭和43年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和43年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,179千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額	
		千円	円
1 事業収入		99,667	
	1 用品調達事業収入		34,455
	2 自動車管理事業収入		5,780
	3 集中管理事業収入		59,432
2 財産収入			750

3 繰越金	1 繰越金	5,762
歳入	合計	106,179

歳 出

款	項	金額	
		千円	円
1 事業費		99,626	
	1 用品調達事業費		34,455
	2 自動車管理事業費		5,739
	3 集中管理事業費		59,432
2 諸支出金	1 繰出金		823
3 予備費	1 予備費		5,730
歳出	合計		106,179

昭和43年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和43年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ398,871千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	391,574
		千円
2 繰 越 金	1 繰 越 金	7,297
歳 入 合 計		398,871

歳 出

款	項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	379,827
		千円
2 収 入 証 紙 売 り さ ば き 費	1 収 入 証 紙 売 り さ ば き 費	11,747
3 諸 支 出 金	1 債 還 金	1
4 予 備 費	1 予 備 費	7,296
歳 出 合 計		398,871

昭和43年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算
昭和43年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,930千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 貸 付 金	7,742
		千円
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,248
3 繰 越 金	1 繰 越 金	3,130
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	16,810
	2 雑 入	16,614
	合 計	31,930

歳 出

款	項	金額
1 母子福祉資金貸付事業費		31,930 <small>千円</small>
	1 母子福祉資金貸付事業費	31,930
歳出	合計	31,930

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	7,742 <small>千円</small>	政府の定める方法による。	無利子	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。

昭和43年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計予算

昭和43年度鳥取県の県立しかの和泉荘事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,521千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		11,013 <small>千円</small>
	1 使用料	11,013
2 繰越金		1

歳出	繰越金	1
3 諸収入		507
	1 雑収入	507
歳入	合計	11,521

歳出

款	項	金額
1 しかの和泉荘事業費		11,521 <small>千円</small>
	1 しかの和泉荘事業費	11,521
歳出	合計	11,521

昭和43年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和43年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ688,726千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		21,450
	1 国庫補助金	21,450
2 繰入金		229,080
	1 一般会計繰入金	229,080
3 繰越金		8,166
	1 繰越金	81,666
4 諸収入		97,835
	1 県預金利息	1,550
	2 貸付金元利収入	96,285
5 県債		332,195
	1 県債	332,195
歳入合計		888,726

款	項	金額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		888,726
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	888,726
歳出合計		888,726

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	332,195千円	中小企業振興事業団の定める方法による。	3.5以内	中小企業振興事業団と資に

昭和43年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計予算
 昭和43年度鳥取県の県立大山観光会館事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,002千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 使用料及び手数料		29,024
	1 使用料	29,024
2 繰入金		13,495
	1 一般会計繰入金	13,495
3 諸収入		2,473
	1 雑収入	2,473
歳入合計		45,002

歳出

款	項	金額
1 大山観光会館事業費		45,002
	1 大山観光会館事業費	45,002
歳出合計		45,002

昭和43年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算
昭和43年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,857千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金		47,760
	1 国庫補助金	47,760
2 繰入金		29,737
	1 一般会計繰入金	29,737
3 繰越金		1,323
	1 繰越金	1,323
4 諸収入		77,037
	1 貸付金元利収入	77,036
	2 雑収入	1
歳入合計		155,857
歳出		
款	項	金額
1 農業改良資金貸付事業費		155,857

歳	出	合計	金額
1 農業改良資金貸付事業費			155,857

昭和43年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和43年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,609千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 使用料及び手数料		27
	1 使用料	27
2 財産収入		45,771
	1 財産売却収入	45,770
	2 財産運用収入	1
3 繰入金		21,879
	1 一般会計繰入金	21,879
4 繰越金		12,000
	1 繰越金	12,000
5 諸収入		7,932

歳入	1 雑合計	入	7,932
歳入	合計		87,609

歳出	款	項	金額	
			千円	円
1 県営林事業費		1 職員費	87,609	
		2 造林事業費	15,139	
		3 保育事業費	13,629	
		4 処分事業費	57,065	
		5 公有林野分収造林事業費	1,096	
歳出	合計		87,609	

昭和43年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和43年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,168千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 使用料及び手数料		20,012

歳入	款	項	金額	
			千円	円
2 繰入金		1 一般会計繰入金	1,720	
		1 繰越金	1	
4 諸収入		1 雑収入	435	
		1 雑収入	435	
歳入	合計		22,168	

歳出	款	項	金額	
			千円	円
1 事業費		1 事業費	9,850	
		1 公債費	12,318	
歳出	合計		22,168	

昭和43年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和43年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,564千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	11,924
	1 事業収入	11,924
2 繰入金	1 一般会計繰入金	14,629
	1 一般会計繰入金	14,629
3 繰越金	1 繰越金	1
	1 繰越金	1
4 諸収入	1 雑収入	10
	1 雑収入	10
歳入合計		26,564

款	項	金額
1 有料道路大山環状道路事業費	1 有料道路大山環状道路事業費	26,564
	1 有料道路大山環状道路事業費	26,564
歳出合計		26,564

昭和43年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算
 昭和43年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,630千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	8,534
	1 事業収入	8,534
2 繰入金	1 一般会計繰入金	8,090
	1 一般会計繰入金	8,090
3 繰越金	1 繰越金	1
	1 繰越金	1
4 諸収入	1 雑収入	5
	1 雑収入	5
歳入合計		16,630

款	項	金額
1 有料道路三朝高原道路事業費	1 有料道路三朝高原道路事業費	16,630
	1 有料道路三朝高原道路事業費	16,630
歳出合計		16,630

昭和43年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算
 昭和43年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,222千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	財 産 収 入		千円
		1 財 産 売 払 収 入	31,914
2	繰 越 金	1 繰 越 金	1,292
3	諸 収 入	1 雑 合 計 入	16
	歳 入	合 計	33,222

歳 出	款	項	金 額
1	県立学校農業実習費		千円
		1 県立学校農業実習費	33,222
	歳 出	合 計	33,222

昭和43年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算
 昭和43年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次は定
 めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,267千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	国 庫 支 出 金		千円
		1 国 庫 委 託 金	100
2	財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	48,000
3	繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,165
4	繰 越 金	1 繰 越 金	1
5	諸 収 入	1 雑 合 計 入	1
	歳 入	合 計	50,267

歳 出	款	項	金 額
1	県立学校水産実習船実習費		千円
		1 県立学校水産実習船実習費	50,267
	歳 出	合 計	50,267

昭和43年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算
昭和43年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,660千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1	分担金及び負担金	1,330千円
	1 負担金	
2	繰入金	1,330
	1 一般会計繰入金	
	歳入合計	2,660

歳 出

款	項	金額
1	中海地区新産業都市建設協議会費	2,660千円
	1 中海地区新産業都市建設協議会費	
	歳出合計	2,660

昭和43年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和43年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 110,766,000KWH
- (2) 袋川発電所予備調査費 3,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 電気事業収益 381,952千円
- 第1項 営業収益 375,942千円
- 第2項 営業外収益 6,010千円

支 出

- 第1款 電気事業費 363,576千円
- 第1項 営業費用 193,868千円
- 第2項 営業外費用 169,408千円
- 第3項 予備費 100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額114,830千円は当年度分損益勘定留保資金83,799千円、繰越利益剰余金処分額25,000千円及び過年度分損益勘定留保資金6,031千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 15,001千円

<p>第1項 固定資産売却代金 1千円</p> <p>第2項 他会計繰入金、 支 出 15,000千円</p> <p>第1款 資本的支出 129,831千円</p> <p>第1項 建設改良費 10,640千円</p> <p>第2項 企業債償還金 102,282千円</p> <p>第3項 他会計への長期貸付金 16,909千円</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)</p> <p>第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。</p> <p>(1) 職員給与費 70,244千円</p> <p>(2) 交際費 470千円</p> <p>(利益剰余金の処分)</p> <p>第7条 繰越利益剰余金のうち25,000千円は、次のとおり処分するものとする。</p> <p>(1) 減債積立金 25,000千円</p> <p>(たな卸資産購入限度額)</p> <p>第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。</p> <p>昭和43年度鳥取県営工業用水道事業会計予算</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 昭和43年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(業務の予定量)</p> <p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 年間給水量 9,429,800立方メートル</p> <p>(2) 日野川工業用水道建設事業 工事費 117,114千円</p> <p>(収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金85,116千円を借り入れる。</p> <p>収 入</p> <p>第1款 工業用水道事業収益 28,300千円</p> <p>第1項 営業収益 28,289千円</p> <p>第2項 営業外収益 11千円</p> <p>支 出</p> <p>第1款 工業用水道事業費 139,052千円</p> <p>第1項 営業費用 50,255千円</p> <p>第2項 営業外費用 88,697千円</p> <p>第3項 予備費 100千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p>収 入</p> <p>第1款 資本的収入 142,574千円</p>
---	---

第1項 企業債 75,000千円
 第2項 他会計からの長期借入金 27,314千円
 第3項 建設助成金 40,250千円
 第4項 建設収入 10千円

支 出
 第1款 資本的支出 142,574千円
 第1項 建設改良費 117,169千円
 第2項 企業債償還金 25,405千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	75,000千円	証券借入れ又は証券発行の用部借入によるもの。また、起債の年次は、起債の年次とする。	10%以内	5年以内の間に償還し、又は償還期間を延長し、又は償還期間を縮小し、又は償還方法を改定する。また、償還期間を延長し、又は償還期間を縮小し、又は償還方法を改定する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 22,571千円

第8条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和43年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和43年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

境港外港地区埋立事業 工事費 292,797千円
 (資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第1款 資本的収入 438,482千円	第1款 資本的支出 438,482千円
第1項 企業債 291,000千円	
第2項 他会計からの長期借入金 137,134千円	
第3項 建設収入 173千円	
第4項 土地売却代金 10,175千円	
	支 出

第1項 建設改良費 292,797千円
 第2項 企業債償還金 145,685千円
 (継続費)

第4条 昭和42年度鳥取県埋立事業会計予算中第4条継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

1資本的支出 1建設改良費 境港外港地区埋立事業 1,827,652千円
 39年度 291,672千円
 40年度 305,062千円
 41年度 307,299千円
 42年度 309,398千円
 43年度 291,700千円
 44年度 322,521千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	291,000千円	証券借入れ又は証券借入の方法により、証券借入の用途、郵政省その他の業又は一部に限り、都部に又は一部の年度に起債する。	10%以内	28年間のうち、最初の8年間は元金償還し、以後は元金及び延滞金を償還する。償還期間は、起債の年度から起債の年度までとし、償還の期間は、起債の年度から起債の年度までとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、291,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,040千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和43年度鳥取県宮病院事業会計予算
 (総則)

第1条 昭和43年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 598床
- (2) 年間入院患者数 161,818人
- (3) 年間外来患者数 222,114人
- (4) 一日平均入院患者数 443人
- (5) 一日平均外来患者数 744人
- (6) 主要な建設改良事業
 - 公舎建設 11,286千円
 - X線テレビジョン装置 28,177千円
 - 医療機械備品 11,328千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業収益	631,371千円	第1款 病院事業費用	640,717千円
第1項 医業収益	547,622千円	第1項 医業費用	595,868千円
第2項 医業外収益	70,701千円	第2項 医業外費用	31,801千円
第3項 看護婦養成所収益	13,048千円	第3項 看護婦養成所費用	13,048千円
		支 出	
<p>(資本的収入及び支出)</p>			
<p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36,348千円は当年度分損益勘定留保資金36,348千円で補てんするものとする。)</p>			
収 入		支 出	
第1款 資本的収入	209,690千円	第1項 企業債	17,000千円
第1項 企業債	17,000千円	第2項 出資金	27,034千円
第2項 出資金	27,034千円	第3項 他会計からの借入金	154,750千円
第3項 他会計からの借入金	154,750千円	第4項 固定資産売却代金	90千円
第4項 固定資産売却代金	90千円	第5項 賃貸料	2,264千円
第5項 賃貸料	2,264千円	第6項 助成金	8,552千円
第6項 助成金	8,552千円		

支 出

第1款 資本的支出	246,038千円
第1項 建設改良費	55,814千円
第2項 企業債償還金	33,210千円
第3項 他会計からの借入金償還金	154,750千円
第4項 貸付固定資産償還金	2,264千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良資金	17,000千円	証券又は借入れにより、証券の運用その他の事業に又は一部を繰り越すこととする。	10%以内	借入年度から1年後の12月31日までに償還する。償還期間は、償還開始の年度から1年以内とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は110,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費の金額に、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれらの経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の

議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 299,051千円
- (2) 交際費 360千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- (1) 企業債未償還額に対する支払利息にあてるため 28,543千円
- (2) 借上げ病床の賃借料にあてるため 930千円
- (3) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用前の施設整備及び企業債償還元金等に起因する歳入歳出不足額の補てんにあてるため 12,465千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、191,331千円と定める。

鳥取県昭和三十四年三月二十八号

昭和三十四年二月定例県議会及び三月二十五日議決された、昭和三十四年

度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和三十四年 月 日

鳥取県知事 石 橋 二 郎

昭和三十四年度鳥取県一般会計補正予算

昭和三十四年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,462,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
11 繰越金		80,000	17,524			97,524
	1 繰越金	80,000	17,524			97,524
歳入	合計	50,445,000	17,524	50,462,524		50,462,524

歳出

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 議会費		135,007	12,317			147,324
	1 議会費	135,007	12,317			147,324
2 総務費		1,544,450	2,552			1,547,002
	1 総務管理費	980,014	1,576			981,590
	2 企画費	112,360	47			112,407
	4 市町村振興費	29,548	22			29,570
	5 選挙費	50,369	204			50,573
	6 防災費	11,263	23			11,286
	8 人事委員会費	20,468	434			20,902
	9 監査委員費	19,959	446			20,405
	3 民生費		1,605,265	136		1,605,401
3 民生費		409,798	41			409,839
	1 社会福祉費	482,354	73			482,427
	2 児童福祉費	711,881	22			711,903

4 衛生費	1 公衆衛生費	1,288,275	394	1,288,669
	2 環境衛生費	627,973	22	627,995
	3 保健所費	30,879	71	30,950
	4 医薬費	344,584	238	344,822
5 労働費	1 職業訓練費	284,839	63	284,902
	2 職業委員会議費	252,141	798	252,939
	3 労働委員会議費	78,286	6	78,292
	4 労働委員会議費	21,454	792	22,246
6 農林水産業費	1 農業費	4,844,788	532	4,845,320
	2 畜産業費	1,726,448	96	1,726,544
	3 農地費	396,373	5	396,378
	4 林地費	1,225,276	7	1,225,283
	5 水産業費	1,106,466	35	1,106,501
7 商工費	1 商業費	390,225	389	390,614
	2 工業費	2,181,524	66	2,181,590
	3 観光費	853,280	15	853,295
	4 工業費	1,229,984	13	1,229,997
	5 工業費	98,260	38	98,298
8 土木費	1 土木管理費	6,514,334	98	6,514,432
	2 河川海岸費	132,420	37	132,457
	3 都市計画費	1,577,964	4	1,577,968
9 警察費	4 都市計画費	501,283	57	501,340
	5 都市計画費	1,404,289	192	1,404,481

10 教育費	1 警察管理費	1,309,974	192	1,310,166
	2 教育費	8,445,543	439	8,445,982
	3 教育給務費	609,922	340	610,262
	4 高等学校費	2,500,206	9	2,500,215
	5 社会教育費	118,621	72	118,693
	6 社会教育費	106,885	18	106,903
	7 保健体育費	30,445,000	17,524	30,462,524
合計				